(概要版)

田村市次世代育成支援行動計画

「未来を担う人づくり」 子どもたちがみんな元気 いきいきふるさと

後期行動計画

平成22年3月

田村市

計画策定の趣旨●

少子化の進行に伴い、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業は、国が定める指針に即して「行動計画」を策定し、10 年間の集中的・計画的な取り組みを推進することとなりました。

本市においても、「田村市次世代育成支援行動計画(前期計画)」を策定し、本市における子育てを支援してきました。

このような取り組みが全国で実施されてきましたが、平成17年には、初めて総人口が減少に転じるなど、今後一層少子化・高齢化が進行し、本格的な人口減少社会が到来するとの見通しが示されました。このような状況を踏まえ、国では、平成19年12月の「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」や「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」、平成20年2月の「新待機児童ゼロ作戦」など、少子化対策の課題や方向性、推進目標等を定めてきました。

「田村市次世代育成支援行動計画(前期計画)」は、旧5町村において策定された行動計画を基に平成18年3月に取りまとめた計画であり、平成21年度までを計画期間とする前期計画であることから、これら少子化対策の方向性等を踏まえて前期計画の見直しを行い、後期計画として策定するものです。

● 計画の期間 (

「次世代育成支援対策推進法」は、平成 17 年度から 10 年間の集中的かつ計画的な取り組みを促進するために制定されたものであり、これを受け、前期計画は、平成 17 年度を初年度とし平成 21 年度までの 5 年間を計画期間として策定されました。本後期計画は、前期計画の見直しを行い、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を計画期間として策定するものです。

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
(:	前期計平成 17 年度	画実施期間 ぎ〜平成 21								
						後期計画実施期間 (平成 22 年度~平成 26 年度)				

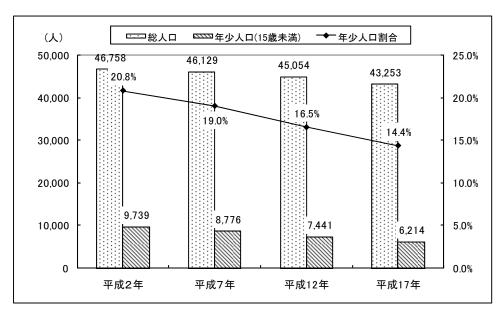
● 計画の対象 ●

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。

● 子どもを取り巻く状況 (

◇市の人口推移

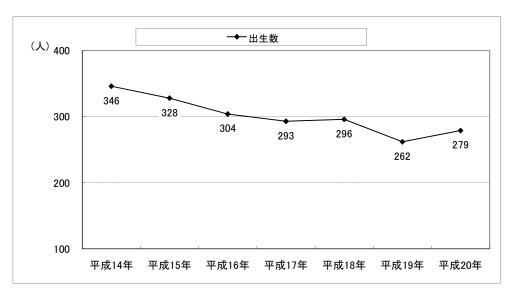
本市では、総人口、年少人口(15歳未満)ともに平成2年以降、一貫して減少しています。年少人口割合は、平成2年(20.8%)から平成12年(16.5%)は、わずかながらも県平均を上回っていましたが、平成17年には14.4%と県平均を下回っており、少子化が深刻になっていることがうかがえます。



資料:国勢調査

◇市の出生数推移

本市の近年の出生数は、年によってばらつきはあるものの、平成 14 年の 346 人から平成 20 年には 279 人と、減少傾向にあります。



資料:福島県人口動態統計

計画の基本方向●

◇子どもの人口の見通し

国の指針に基づき、平成 12 年及び平成 17 年の国勢調査結果をもとに、コーホート変化率法を用いて将来人口を推計すると、今後も総人口は減少が続き、平成 22 年は 41,424 人に、平成 26 年には 39,644 人になると推計されます。

子どもの人口についてみると、就学前児童は平成 17 年の 2,017 人から平成 26 年には 1,976 人に、小学生は平成 17 年の 2,600 人から平成 26 年には 2,105 人に減少する見通しとなっています。

◇基本理念

この次世代育成支援行動計画が目指す、基本理念を以下に示します。

「未来を担うひとづくり」 子どもたちがみんな元気 いきいきふるさと

(1) 子どもたちがみんな元気

子ども達が心身ともに健康で「元気」なことが、第1の目標です。

(2) いきいき

子ども達がよく学び・よく遊び・「いきいき」とした人間形成を図ることが第2の目標です。 子ども達は、親や大人達の暮らしをみて育ちます。このため、男女共同参画社会を成し、「いきいき」 とした家庭や地域を築くことを親や大人達にも求めています。

(3) ふるさと

第3の目標は、地域で子育てを支える地域づくり、「ふるさと」づくりを図ることです。

核家族化や都市化の進展等により、子育てに対する母親の負担は心身ともに大きくなっています。子育て中の親同士の交流や、近隣の大人達が子どもを見守るなど、市民が子育てを協力し合う「ふるさと」づくりを目指します。

基本理念

~ 未来を担うひとづくり~	
子どもたちがみんな元気	
いきいきふるさと	

基本方針

I 安心して住むことが できるまちづくり

■ 安心して生み育て ることができるまちづくり

Ⅲ 健康な子どもを育 てることができるまち づくり

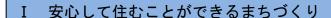
IV こころ豊かな子ど もを育てることがで きるまちづくり

V 子育てを地域全体 で支えるまちづくり

施策の展開

- (1)定住ができる条件の整備
- (1)安心して生むことのできるための支援
- (2)安心して子育てができるための支援
- (3)生活支援の充実
- (4)子育てコミュニティの <u>拡充</u>
- (1)新生児・乳幼児の健 康管理の充実
- (2)児童及び小中学生の 健康管理の充実
- (3)地域医療体制の充 実・強化
- (1)家庭教育の充実
- (2)学校教育の充実
- (3)食育の推進
- (4)学校を拠点とした地域 コミュニティの形成
- (5)交流をとおした学習機 <u>会の拡大</u>
- (1)安全に暮らせる地域 環境の確立
- (2)子ども同士の活動の活性化
- (3)虐待防止と要保護児 童への支援
- (4)男女共同参画の推進
- (5)青少年健全育成施策 の推進

● 基本方針に基づく施策・事業の展開 ●



出産や子育てをする家庭が、安心して暮らすことができるよう、就労機会の創出及び就労 支援に取り組みます。また、経済的に負担の大きな若者世帯やひとり親世帯等が、本市に安 心して住み続けられるよう住宅等の確保に努めます。

主な事業計画

- ・ 就労機会の創出と安定した職場の確保 就労機会の創出、母親の就労支援
- ・安心して過ごせる住宅等の供給 宅地や市営住宅の供給

Ⅱ 安心して生み育てることができるまちづくり

妊娠・出産の不安を和らげ、健康な子どもを出産できるよう健診の実施や相談体制の充実 を図ります。

また、安心して子育てができるよう保育サービスの充実に努めるとともに、保育や医療等に要する費用負担の軽減を図るため、子育て家庭に対する経済的な支援を行いながら、今後、 国が創設する各種手当支給制度などの動向を踏まえ、必要があれば見直しや検討を行います。 さらに、子育て中の親同士の交流や、子育て支援団体等育成支援を行うなど、子育ての不 安を解消し安心して育てられるよう、地域全体での子育て家庭の支援に取り組みます。

主な事業計画

- ・<u>安心して生むことのできるための支援</u> 不妊治療への支援、妊婦健康診査、妊産婦医療費の助成、妊産婦訪問指導
- ・安心して子育てができるための支援

幼保一元化施設の整備、0~5歳児保育環境の充実、一時保育の実施、特定保育の実施、障がい児保育の充実、延長保育の実施、休日保育・病児病後児保育・夜間保育の検討、放課後児童クラブの拡大、ファミリー・サポート・センター事業の実施、子育て支援センターの充実、育児休業制度の普及と促進 など

生活支援の充実

子ども手当の支給、児童扶養手当の支給、出生児誕生祝金の支給、保育料の軽減、私立幼稚園就園補助、地域保育施設事業費補助、子育て支援奨励金の支給、放課後児童クラブ保育料の 軽減、乳幼児及び児童医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、常設交流サロンの充実 など

・子育てコミュニティの拡充

「親子ふれあい事業」等の内容充実、自主子育てグループの育成・充実、常設の交流サロンの内容充実、母子愛育会の育成と充実、母子保健推進員活動の充実 など

Ⅲ 健康な子どもを育てることができるまちづくり

子どもが心身ともに健康に育つよう、保育所や幼稚園、小・中学校、保健課など関係機関が連携・協力し、健診及び相談・指導が受けられるよう体制の充実を図ります。

また、医療機関の協力のもと、いつでも医療が受けられるよう体制を整備します。

主な事業計画

・新生児・乳幼児の健康管理の充実

新生児・乳児訪問指導、4 か月児健康診査、10 か月児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、2 歳児歯科診査、3 歳児健康診査、育児相談 (7 か月)、離乳食教室、検診の事後指導の充実(精密検査、訪問指導、療育相談) など

・児童及び小・中学生の健康管理の充実

健康診断・各種検査の実施、児童生徒と保護者の健康教室の開催、各種体験教室の実施など

・地域医療体制の充実・強化

保健・医療ネットワークの確立、高度情報通信ネットワークの確立、市営診療所医師の確保、 休日・夜間急患への対応体制の整備 など

Ⅳ こころ豊かな子どもを育てることができるまちづくり

子どもたちが心身ともに健やかに育つために、家庭や学校、地域社会の果たす役割は重要です。 相談や学習の場を設けるなど家庭での教育の充実を促進するともに、学校教育においては、すべ ての子どもが安心して、より質の高い教育を受けることができるよう環境整備に努めます。

また、地域社会等との交流をとおして幅広い学習の体験機会を提供し、豊かな人間性と個性の育みを支援します。

主な事業計画

・家庭教育の充実

育児関連情報の提供、家庭教育学級の開催、子育てパパ・ママ教育講座の開催 など

・学校教育の充実

市立幼稚園 2 年保育の実施、幼稚園児預かり保育の充実、小・中連携による基礎学力向上の ための研究体制の整備、個々に応じた指導の充実、療育施設の広域的整備、障がい児教育の充 実、総合的な支援窓口とコーディネーターの配置 など

食育の推進

保健センター等で妊産婦及び乳幼児の正しい食習慣の指導、親子を対象とした地域の特産、 伝統料理教室等の開催 など

・学校を拠点として地域コミュニティの形成

地域の子どもを地域で育てるためのコミュニティづくり、コミュニティの核としての学校等 活用の検討、学校施設の多面的利用 など

・交流をとおした学習機会の拡大

小学生サマースクールや英語集中プログラムなどの交流型学習の実施、ふるさとふれあい教室、チャレンジ教室、ふるさとづくり教室、のびのび体験教室、おはなし会、などの地域内交流の推進、ランティア支援センターを通じた体験活動・学習機会の拡大、姉妹都市交流派遣事業(マンスフィールド市) など

Ⅳ こころ豊かな子どもを育てることができるまちづくり

近年、子どもが被害にあう犯罪や事故が少なくありません。子どもたちが安全・安心して生活できるよう、交通安全環境の整備や防犯体制の強化など、安全な地域社会づくりを推進します。

また、家庭の経済状態や地域における家庭の孤立化など、複雑化する子どもを取り巻く環境に 対応していくため、家庭や地域、関係機関が協力して、子どもの虐待防止や青少年健全育成活動 に取り組みます。

主な事業計画

・安全に暮らせる地域環境の確立

交通安全教室の実施、登下校の児童・生徒に対する交通安全街頭指導の徹底、通学路の危険 箇所の点検と改善の強化、スクールゾーンの安全確保、「子ども110番の家」の確保、防犯 灯の設置、教員を対象にした防犯訓練の実施、防犯指導隊によるパトロール、安全マップの作 成、ボランティア及び老人会等による、通学見守り指導 など

・子ども同士の活動の活性化

小学校を活用した放課後コミュニティの醸成、スポーツ少年団・子ども会活動の振興、児童 館の遊び場の整備、拡充

・虐待防止と要保護児童への支援

虐待を早期発見するための体制強化、虐待防止のための啓発活動、関係機関との連携強化、要保護児童対策地域協議会での支援、家庭児童相談員の相談・支援、支援に対する早期SOSの発見及びカウンセリングの充実 など

男女共同参画の推進

男女共同参画推進のための啓発活動の実施、学校や職場での男女共同参画学習機会の拡大

・ 青少年健全育成施策の推進

有害環境の浄化意識の啓発や活動の促進、地域における青少年育成活動のネットワークづくり、 どもと大人が参加する地域・団体活動の奨励、青少年の個性・能力を発揮する機会の充実、青少年 活動への支援(青少年団体の育成、青少年活動指導者の養成) など

● 計画の推進体制・進行管理 ●

庁内連携体制の充実、子育て支援活動団体との連携強化、住民参加の促進などにより計画を推進します。計画に基づく事業の実施状況については、広報紙やホームページ等を通じて市民に公表します。